第1章 概要

計画の概要

(1)計画策定の背景

わが国の出生数は、年々減少し続けています。戦後の第一次ベビーブーム(昭和 22~24年)には毎年約 260 万人の子どもが生まれていましたが、平成 20 年現在では約 109万人となっています。

また、女性が一生の間に出産する子どもの数を表した合計特殊出生率の推移をみると、昭和 22 年には 4.54 であったものが、平成 20 年には 1.37 となっています。

全国的に進む少子高齢化の中においても本町はこの傾向が顕著であり、社会保障制度の維持をはじめとして社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えます。さらに、地域社会から子どもの姿が見られなくなることにより、地域の活力が失われることが懸念されます。

わが国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」、続いて児童福祉法が改正され、今後 10 年間における集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなり、本町においても、平成 17 年 3 月に「いびがわ次世代育成支援行動計画(前期)」(以下、前期計画という)を策定しました。

その後、国においては、現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、平成 19年 12月に、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み)を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。

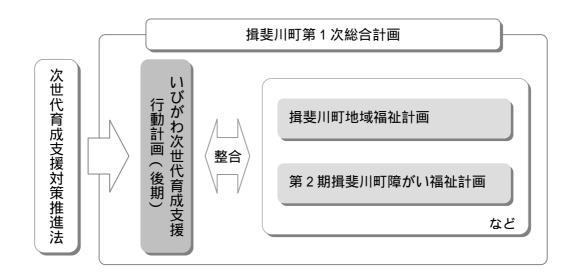
さらに、平成 20 年 2 月には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どものいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

こうした状況の中、本町においても前期計画の策定以降、少子高齢化など子どもを取り 巻く社会環境は大きく変化し続けています。

これら社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、目標年度の中間年度に、これまで取り組んできた前期計画の見直しを行い、「いびがわ次世代育成支援行動計画(後期)」(以下、後期計画という)として、新たに策定するものです。

(2)計画の位置づけ

- ・本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画です。
- ・本計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、策定しています。
- ・本町の子どもたちが健やかに生まれ育つことができる環境の整備を推進するための基本方 針です。行政はもちろん、地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支援する具体的施策を 示します。
- ・本計画は、「揖斐川町第1次総合計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら推進していきます。
- ・本計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満としています。



(3)計画の期間と見直し

本計画は、平成 17 年からの 10 か年の集中的、計画的な取り組みを促進するために制定された「次世代育成支援対策推進法」に準拠するものであり、計画期間を平成 17 年度から 21 年度までの 5 か年を「前期」、平成 22 年度から 26 年度までを「後期」とします。

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期計画							 		
	見直し			後期計画					
	İ	i i					l		

(4)計画の策定体制

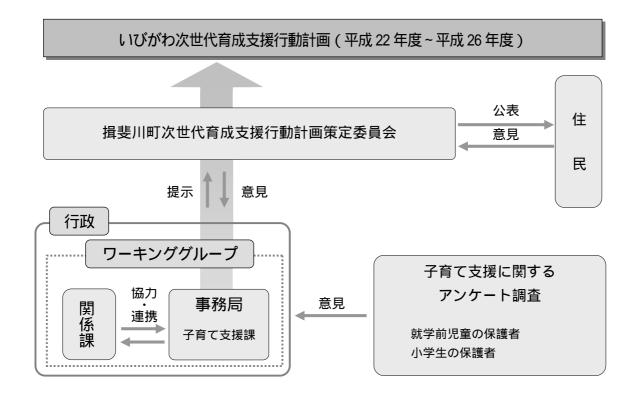
策定体制

学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療・保健関係者、地域福祉関係者、公益団体代表、保護者代表等による「揖斐川町次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し、計画の内容を審議しました。また、庁内組織としてワーキンググループを設置し、関係課による横断的な検討と総合調整を行いました。

アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、平成 21 年 3 月に就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象とした「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、幼児園・保育園・幼稚園のニーズ、留守家庭児童教室のニーズ、子育てで困っていることなどの住民の子育てに関する実態や要望・意見などを把握しました。

後期行動計画の策定体制



(5)計画の策定経緯(前期行動計画の検証)

「いびがわ次世代育成支援行動計画(前期)」は、前期計画最終年度にあたる平成21年度に、国より示されている行動計画の指針、後期行動計画策定の手引きを勘案し、また、実施したアンケート調査をもとに、策定委員会において、新たに現状と課題を検証し、本町の特性を踏まえた後期計画の策定を行いました。

前期計画の策定背景及び国の動向

前期計画(平成17~21年度)

基本理念 「ふれあいが育む子どものほほえみに満ちたまちづくり」

基本目標 1 親と子の学びと育ちを支える 基本目標 3 健やかに生み育てる環境づくり

環境づくり

基本目標 2 すべての子育て家庭を支える 基本目標 4 子どもが安全に安心して暮らせる

環境づくり

環境づくり

前期計画の検証

子育て支援に関する アンケート調査

就学前児童・小学生の保護者 を対象とし、住民の子育てに 関する意見・要望を把握する

策定委員会からの意見

町の子育て支援全般と各々が 携わっている専門分野の両方 の視点からの意見を交換する

所管課による事業進捗調査

平成17~20年度事業の評価 平成21年度の実施見込み 新規事業

子どもや親を取り巻く現状・課題

後期計画の策定(前期計画の見直し)

計画の体系に基づく現状・課題、方向性

平成 26 年度までの具体的事業の行動計画

新たな課題に基づく既存事業の見直し 新規事業の位置づけ

特定事業の目標事業量の設定

*国に対して目標事業量の数値報告が義務付けされている事業

いびがわ次世代育成支援行動計画(後期)(平成22~26年度)

基本的な視点

「いびがわ次世代育成支援行動計画(後期)」策定にあたり、以下に基本的な視点を示します。なお、行動計画策定指針を受け、「5 仕事と生活の調和実現の視点」を追加しました。

1 子どもの視点

子どものしあわせを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する。

2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもと、長期的な視点に立った子どもの健全育成を進める。

3 サービス利用者の視点

利用者の多様なニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な支援を推進する。

4 社会全体による支援の視点

子どもはあくまでも親の責任において生み育てられるものという基本認識のもと、行政 はもとより、地域や企業を含めた社会全体で、子育て・子育ちを支援していく。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現をめざし、行政や企業をはじめとする 関係者が連携して進めていく。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、すべての子どもと家庭を支援していく。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てサークル、NPO、自治会、子ども会、老人クラブ、民間事業者、民生児童委員・ 主任児童委員、豊かな自然環境、伝統文化・・・様々な地域の社会資源を活用していく。

8 サービスの質の視点

保育サービスの量的な充実のみならず、サービスの質を評価し、向上を図る。

9 地域特性の視点

揖斐川町の各地域における特性、ニーズを考慮する。